○文部科学省令第二号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第一項第一号及び第三号、第六条第二号、第十三条第二項、第二十五条並びに第三十一条第一項及び第二項の規定に基づき、博物館法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月十日

文部科学大臣　永岡　桂子

博物館法施行規則の一部を改正する省令

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　博物館に関する科目の単位（第一条・第二条） 第二章　学芸員及び学芸員補の資格（第三条―第十八条） 第三章　博物館の登録に係る基準を定めるに当たつて参酌すべき基準（第十九条―第二十一条） 第四章　博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準（第二十二条） 第五章　博物館に相当する施設の指定（第二十三条―第二十七条） 附則	目次 第一章　博物館に関する科目の単位（第一条・第二条） 第二章　学芸員の資格認定（第三条―第十七条） 第三章　博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準（第十八条） 第四章　博物館に相当する施設の指定（第十九条―第二十四条） 第五章　雑則（第二十五条―第二十九条） 附則
（博物館実習） **第二条**　前条に掲げる博物館実習は、博物館（法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第三十一条第一項の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会が博物館に相当する施設として指定した施設（大学においてこれに準ずると認めた施設を含む。）における実習により修得するものとする。 2　［略］ **第二章**　学芸員及び学芸員補の資格 （学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者） **第三条**　法第五条第一項第三号の規定により学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者と認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項各号のいずれかに該当する者であつて、大学において博物館に関する科目の単位を修得したもの 二　この章に定める試験認定又は審査認定（以下「資格認定」という。）の合格者 （資格認定の施行期日等） **第四条**　資格認定は、少なくとも二年に一回、文部科学大臣が行う。 2　資格認定の施行期日、場所及び出願の期限等は、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。	（博物館実習） **第二条**　前条に掲げる博物館実習は、博物館（法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第二十九条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会の指定した博物館に相当する施設（大学においてこれに準ずると認めた施設を含む。）における実習により修得するものとする。 2　［同上］ **第二章**　学芸員の資格認定 （資格認定） **第三条**　法第五条第一項第三号の規定により学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者と認められる者は、この章に定める試験認定又は審査認定（以下「資格認定」という。）の合格者とする。 ［号を加える。］ （資格認定の施行期日等） **第四条**　資格認定は、毎年少なくとも各一回、文部科学大臣が行う。 2　資格認定の施行期日、場所及び出願の期限等は、あらかじめ、官報で公告する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。